



## 羽田空港増便問題を考える会

共同代表 横山 宜幸 様  
同 松田 ゆり 様  
同 酒井 太郎 様

拝復

羽田空港の機能強化に関してのご質問をいただきました。  
私からお答えできることについて、お示しします。

はじめに、変更案について回答します。大田区は、現在でも北風時 A 滑走路北向き離陸左旋回、横田空域一部返還による 80 便に及ぶ区内上空航空機の通過、深夜早朝時間帯の離発着やゴーアラウンド等により、航空機の騒音影響を受けています。このことを踏まえ、当区はこれまでも国に対して、北風時 A 滑走路北向き離陸左旋回の廃止等を要望してきました。

また、羽田空港の滑走路運用については、平成 22 年 10 月の D 滑走路供用後の空港運用について国と取り決めを交わし、その遵守を求めてきたところです。この取り決めにおいては、「内容を変更しようとする場合は、大田区と協議すること」としていますが、北風時 A 滑走路北向き離陸左旋回の廃止が実現されず、依然として区内への騒音影響がある中で、機能強化の提案がなされた点には問題があると考えています。

このようなことから、機能強化の提案とは別に、北風時 A 滑走路北向き離陸左旋回の廃止実現や、日々の騒音影響に対する国の取り組みを引き続き強く求めていくことは、当区としても当然のことと考えています。一方で国は、今回の提案に関して、「オープンハウス型説明会」を開催するとともに、地域住民の皆様から広くご意見などを伺ってきました。これまで国は、羽田空港の発着枠拡大や増便といった課題で、このような対応を取ってこなかったことから、地域への説明という側面では、従前より一歩進んだものと理解しております。

しかしながら、今回の提案では、東京 23 区を中心に、従来は飛行経路が設定されていなかった自治体に騒音等の影響が生じる可能性があり、ご心配になる住民の方がいらっしゃることから、区も都も、国に対して丁寧な説明をするよう求めてきたところです。新たな飛行経路案は、南風時の 15 時から 19 時までの時間帯においては、従来と異なる経路であることから、当区では、公開されている資料に基づき、新飛行経路案における航空機騒音の最大瞬間値を想定し、平成 28 年 4 月 19 日に開催された羽田空港対策特別委員会に参考資料として提出しました。引き続き国に対して、騒音に関する情報提供に加え、騒音低減に向けた具体的方策の検討を強く求めていきます。



大田区・平野のシンボルマーク

航空機事故に関しては、当区が空港立地自治体であるかどうかにかかわらず、あってはならないことであると考えています。国や航空会社に対しては、従来以上の安全対策を実行していくよう、引き続き求めていきます。

震災やテロ、航空機事故の大規模事故発生時等の対応については、空港周辺に限らず、事案に応じて各計画等に基づき、関係機関が連携・協力して対応することとなっています。

連合協議会については、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）」（航空機騒音防止法）に規定する、空港周辺環境対策の対象となる地域の町会の連合会組織が昭和52年4月18日に団結し、連合組織として発足しています。住民の皆様が組織・運営する自治会・町会の長を中心に、これまで長年に渡り、羽田空港対策に取り組み、国への意見表明や要請等に尽力されてきたものであり、区も連携してきたところです。機能強化の提案については、区報や大田区ホームページはもちろんのこと、区設掲示板なども活用して、広範囲にわたる地域住民の皆様への周知に努めています。今後も様々な手段により、情報提供に努めてまいります。

次に、国との交渉についてのご質問ですが、個別具体的な交渉内容に関しては、進行中の事案であること、当区のみならず他区、近隣自治体にも関わる事項であることから、回答を差し控えさせていただきます。

最後に経済効果に関するご質問ですが、羽田空港の機能強化にかかる今回の提案について、当区が経済効果をお示しするものではないと考えています。また、活力にあふれた地方の創生を目指すことは非常に重要であると考えています。

以上をもちまして、私からの回答とさせていただきます。

敬具

平成28年5月31日

大田区長 松原 忠義